

上越地域合併協議会委員の謝礼及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第16条第2項の規定に基づき、上越地域合併協議会（以下「協議会」という。）の委員の謝礼及び費用弁償の額及び支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(謝礼)

第2条 規約第8条第1項第2号及び第3号に規定する委員（以下「委員」という。）のうち国又は新潟県の職員でない者が協議会又は協議会に置かれる小委員会の会議（以下「会議」という。）に出席したときは、謝礼を支給する。

2 前項の謝礼の額は、1日につき5,000円とする。

(費用弁償)

第3条 委員のうち新潟県の職員でない者が協議会の用務のために旅行したときは、その旅費について費用弁償として、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、当該各号に定める旅費を支給する。

(1) 会議に出席するための旅行 次に掲げる委員の区分に応じ、次に定める旅費

ア 会議の開催地の存する市町村に住所を有する委員 居住地から会議の開催地までの旅行に要する旅費

イ 会議の開催地の存する市町村以外の市町村に住所を有する委員 居住地から住所を有する市町村の庁舎までの旅行に要する旅費

(2) 視察のための旅行 当該旅行に要する旅費

2 前項第1号に規定する費用弁償の額は、実費額とする。

3 第1項第2号に規定する費用弁償の額は、日当の額及び実費額を合計した額とする。

4 前項の日当の額の算出については、上越市の職員の例による。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年8月20日から施行する。